

---

---

## 公共土木施設等の災害復旧

---

---

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。このため、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を講ずる。

### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。  
具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

## 被災者の災害復旧・復興支援

---

---

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

### 第4節 被災者への融資措置

具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。